

裁 決

審査請求人 [REDACTED]
[REDACTED]

処分庁 高松市福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成 26 年 7 月 9 日付けで提起された、平成 26 年 4 月 4 日付け生活保護変更申請のみなし却下処分（以下「本件処分 1」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求 1」という。）、同月 7 日付け保護変更申請のみなし却下処分（以下「本件処分 2」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求 2」という。）、同月 9 日付け保護変更申請のみなし却下処分（以下「本件処分 3」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求 3」という。）、同月 15 日付け保護変更申請のみなし却下処分（以下「本件処分 4」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求 4」という。）及び同月 23 日付け保護変更申請のみなし却下処分（以下「本件処分 5」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求 5」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分 1 から本件処分 5 までを取り消す。

理 由

第 1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求 1 から本件審査請求 5 までの趣旨は、本件処分 1 から本件処分 5 までについて、その取り消しを求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由の要旨は、審査請求書等によれば次のとおりである。

請求人は、県外にある医療機関の[](以下「県外病院」という。)での[]を希望しており、処分庁に対し、上記のとおり五度の保護変更申請をしたところ、いずれも処分庁から文書による決定通知がなされないことから、平成26年7月1日施行の改正前の生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)24条第4項に基づき、処分庁が申請を却下したものとみなし、本件処分1から本件処分5までの取り消しを求め、本件審査請求1から本件審査請求5を行ったものである。

第2 認定事実

審査庁において、次の事実を認定する。

1. 本件処分1について

平成26年4月4日付けで、請求人が処分庁に対し、[]のため、県外病院を受診したい旨の保護変更申請を法61条による届出書により行った。処分庁は、同日、診断会議に諮り、「主治医である[]医師から指示があったわけではなく、あくまで請求人が希望するものであること」と判断し、県外病院の受診について認めないこととした。そして、同日、処分庁職員が請求人に、診断会議の結果を電話で伝えた。しかし、その後、処分庁は、保護申請却下通知書による請求人への通知をしていない。

2 本件処分2について

平成26年4月7日に来庁し、請求人が「[]の必要性がある」と[]と、[]と[]の先生から言われました。その治療が[]の「[]」でしかできないと[]と[]から言われました。香川県内では、もう受診できる病院はありません。」と法61条による届出書に同日付けで記載の上、保護変更申請の目的で処分庁に提出した。これを受け、処分庁職員は「[]を行う上で必要不可欠でかつ当該治療を行えるのは全国で[]しかない。」旨の[]の主治医(以下「主治医」という。)の意見書を持参すれば、再度、診断会議に諮ることを請求人に伝え、県外病院の受診を認めなかった。同月8日にも請求人と処分庁職員が話し合い、処分庁職員から請求人に対し、主治医の意見書を持参すれば、再度、診断会議に諮ることを説明し、県外病院の受診を認めなかった。その後、処分庁は、保護申請却下通知書による請求人への通知をし

らの保護の変更の申請について準用する。」とある。

(2) 生活保護法による医療扶助運営要領について(昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第3-1-(2)に、「医療扶助以外の扶助を受けている者が、医療扶助を申請する場合には、保護変更申請書(傷病届)に所要事項を記載したうえ福祉事務所長に提出させること。」とある。

(3) 局長通知第3-2-(4)に、「福祉事務所長は、要保護者について医療扶助の開始、変更、停止または廃止(他法他施策の活用に伴い保護を変更、停止または廃止する場合を含む。)に関する決定をしたときは、一般の例に従い、保護決定通知書又は保護停止、廃止決定通知書により、申請者又は被保護者に対して通知すること。ただし、保護変更申請書(傷病届)に基づき医療扶助の開始又は変更に関する決定をしたときで、当該通知書により通知する必要がない場合には、適当な方法によることとして差しつかえないこと。また、申請却下の決定をしたときは、一般の例に従い、保護申請却下通知書により申請者に対して通知すること。」とある。

2 これらのことを踏まえ本件処分1から本件処分5までについて検討する。

請求人は、第2の1から5までのいずれの認定事実においても、県外病院の受診という保護変更申請の目的で処分庁に書類を提出していると判断できる。処分庁は、請求人との面接過程において、当該書類提出の趣旨を把握してて然るべきであり、局長通知第3-1-(2)に基づき、保護変更申請書(傷病届)に所要事項を記載したうえ処分庁に提出するよう指導すべきであった。

そして、処分庁は、保護実施機関として、法24条により、保護変更申請があった場合、保護の要否、程度等を決定し、請求人に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。局長通知第3-2-(4)によれば、申請却下の決定をしたときは、一般の例に従い、保護申請却下通知書により請求人に対して通知する必要があった。

しかし、処分庁は、第2の1から5までのいずれの認定事実においても、請求人に対し保護申請却下通知書による通知をしていない。以上のことから、本件処分1から本件処分5までのいずれも、法及び通知に基づき適正になされたと認められず、違法不当であると言わざるを得ない。

第4 結論

本件審査請求1から本件審査請求5までは、理由があると認められるため、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定を適用し、主文のとおり

り裁決する。

平成26年8月27日

審査庁 香川県知事 浜田 恵造

